

春、とある税務署の受付にて

新緑の候、まるで夏が訪れたかのような毎日ですが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。京都は一日の寒暖差が大きく体がまだ順応しきれておりません。昼間に半袖で出かけたなら夜は凍えながら帰る…なんてこともあります。そのため、暑いですがコートを着て大学に来ております。

さて、こちらには度々投稿させていただいているのですがいつもあまりにも日々の小さな出来事に終始していた感があります。今回はそれらに比べれば幾分なかなかない経験を先日したのでそれについて書こうと思います。確定申告期の税務署の非常勤務です。この2、3月にとある区の税務署にて確定申告の短期アルバイトをさせていただいていました。詳しい内容はどこまで書いてよいか判然としないので主に自分の感想を中心にしたいと思います。

大学生になってから主に飲食店などでアルバイトをしてきました。しかし役所などの公的機関では常に窓口の外側にしか立ったことがなかったため、今回その内側で勤務内容を体験できたことは非常に新鮮でした。携わったのは事務の作業の補助ですが、確定申告期という繁忙期であることを差し引いても、その業務の多さと複雑さに驚きました。職員の方の補助として役に立つはずが逆にこれではお荷物になっているのではないかと思うほどです。いつも事務手続きに何気なく利用していた多くの役所の苦労を想像して、頭が上がらないような心持がいたしました。勤務中職員の方々にお話を伺ったのに加えて、せっかくなので自分でも大学の図書館にて国税についての本を借りて読んでみることにしました。ためになることも多く、いくつか書いておこうと思います。どのような方がこちらのページを読んでくださっているのか分からないのでご存じのことでしたら申し訳ありません。また何か間違いがあればご指摘いただければ幸いです。

皆さんは「確定申告」とは何かご存じでしょうか。私たちは日々の中で多種多様な税金を納めていますね。その中には、課税率などから計算して自分がいくら納めなければならないか計算して自己申告&納付をする税があります。例えば給与所得者の方全員が関わる所得税、自営業の方が特に関わることになる消費税などです。その年度末の自己申告が、確定申告です。であれば「私も確定申告をしなければならないのでは？」と思われる方がいるかもしれませぬ。アルバイトの方ももちろん給与所得者になります。しかし、一か所からのみ給与をもらっている方は、その企業が代わりに年末に消費税を納めてくれています。これを年末調整と言います。そもそも給与から所謂「天引き」をされている方も多しいと思います。そ

の天引きに所得税も含まれているようです。ただ、学生のうち多くの方は実は天引きされていたとしても実は所得税を納めなくていい場合があります。「103 万円の壁」という言葉を耳にしたことがある人もいるかもしれませんね。家族の扶養に入ったままアルバイトなどで所得を得ている人は給与所得控除 55 万円と基礎控除 48 万円の合計額です。この控除額以下の額の所得なら、所得税の課税対象になりませんよ、という制度です。勤労学生控除という制度を遣えばこの控除額が 130 万円になります。もし学生アルバイトの方で年間給与額が控除額以下の場合には所得税を納める義務はありません。そのため天引きされていても還付してもらうことができます。その方法については詳しくは勤務先の職員の方に伺うのと国税庁の HP が非常に参考になると思うのでぜひ活用してみることをおすすめします。

新しく知ったことが多かったのでつい楽しくなって書かせていただきました。単なる知識のひけらかしで終わらず、何か誰かの役に立っていただければとても嬉しいことです。最近自分の研究についても勉強に本腰を入れたため更にそう思うのですが、新しく何かを知るといのはこれ以上ない喜びですね。勉強の原体験をこの年齢になってしているようです。また何か研究なり他の体験なりお伝えしたいことができたならこの場を借りて報告させて頂こうと思います。それでは、皆様もお体にお気をつけてお過ごしください。